

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～4回：2012.10～2013.11 第5回：2014.1.20 →詳細調査候補地を3カ所提示 →詳細調査候補地を3カ所提示 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) 第7回(県主催)：2014.8.4 →県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明</p> <p>2014年8月より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(2015年7月断念)</p> <p>2015.4.5、5.29、10.13(3回) 県民向けフォーラム 2015.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会 第9回(県主催)：2016.3.19 →指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明</p> <p>第11回(県主催)：2016.11.3 →指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の処理方針を提示</p> <p>第12回(県主催)：2016.12.27 →県処理方針について、栗原市、豊米市の賛同が得られず再議論することが決定</p> <p>第13回(県主催)：2017.6.18 →県が自圏域内の汚染廃棄物は自圏域内で処理する等の新たな処理方針を提示。</p> <p>第14回(県主催)：2017.7.15 →前回会議での提示案で合意。</p> <p>石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。仙南：本焼却実施中。大崎：本格焼却準備中。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：2013.4～2013.8 第4回：2013.12.24 →選定手法が確定</p> <p>2014.7.30 →詳細調査候補地を1カ所提示(塩谷町寺島入)</p> <p>第5～6回：2014.7～2014.11 2015.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム 2015.10.14 塩谷町寺島入の豪雨影響調査 2015.12.7 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言</p> <p>第7回：2016.5.23 →指定廃棄物の再測定実施を決定</p> <p>第8回：2016.10.17 →再測定の結果の公表、今後の進め方の提示</p> <p>2017.3.30 一時保管者の意向確認結果を公表</p> <p>2017.7.10 保管農家の負担軽減策市町長会議 →保管農家の負担軽減策の方針を提示</p> <p>2018.11.26 保管農家の負担軽減策市町長会議 →再測定を含む各市町の集約化に向けた取組み</p> <p>引き続き、塩谷町への働きかけや、保管農家の負担軽減策に係る県・保管市町との調整を実施。</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1～3回：2013.4～2014.1 2014.1.17 →選定手法が確定</p> <p>第4回：2014.4.17 →選定手法が確定</p> <p>2015.4.24 →詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))</p> <p>2015.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会 2015.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ 2015.6.29,7.7,13,20,8.7 千葉市の自治会長や住民を対象に説明</p> <p>2015.12.14 再協議申入れへの回答</p> <p>2016.6.28 千葉市から指定解除の申出</p> <p>2016.7.23 千葉市の指定廃棄物を指定解除</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：2013.4.12 第2回：2013.6.27 第3回：2013.12.25 第4回：2015.1.28</p> <p>【一時保管市町長会議】</p> <p>第1回：2015.4.6 第2回：2016.2.4</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>2017.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p>	<p>【市町村長会議】</p> <p>第1回：2013.4.19 第2回：2013.7.1 第3回：2016.12.26</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>
環境省作成				

福島県以外で一時保管がひっ迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、2014年1月、2014年7月、2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後の地元の反対により、詳細調査は難航又は実施に至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援することとしています。その一環として、2018年3月から4圏域(石巻、黒川、仙南、大崎)で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2019年12月末時点で、石巻圏域では本焼却が終了し、大崎圏域では本焼却実施に向けての取り組みが行われており、仙南圏域では本焼却を開始したものの災害廃棄物の処理を優先するため本焼却を中断しています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、環境省から栃木県及び保管市町に対し、指定廃棄物の暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。現在、当該方針に基づく処理の実施に向けた調整が行われています。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の理解を得る努力が継続されています。

茨城県及び群馬県については、茨城県は2016年2月、群馬県は2016年12月に「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日
改訂日：2020年3月31日